



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

創立17周年、不動産専門サイトオープン！

去る7月11日、山下江法律事務所は、おかげさまで創立17周年を迎えることができました。これもひとえに皆様方のご支援の賜物と心より感謝しております。今後も、皆様のお役にたてるよう鋭意努力してまいります。引き続き倍旧のご厚情を賜りたく切にお願い申し上げます。

さて、山下江法律事務所では、創立17周年のこの日、新たに不動産トラブル専門サイトをオープンしました。不動産に関する法律についても、お気軽に当事務所にお問合せ下さい。



詳しくは山下江のブログ「なやみよまるく」
7/12「不動産トラブル専門サイトをオープン」

弁護士 ON・OFF 第14回

弁護士 蔦尾 健太郎

毎月1回は海釣りに行きます。

船酔いをなかなか克服できないため、現状では陸からの釣りを専門にしています。(もう一度船釣りにチャレンジしたいです。)

今流行のルアーやワームなどの疑似餌を使った釣りではなく、本物の餌を付けてひたすらアタリを待つような釣りが好きです。

魚がなかなか釣れないことが多いため、必然的にのんびり海を見ながらぼ～っとしています。対象魚にもよりますが、1回釣りに行くのだいたい4、5時間は海を眺めています。

仕掛けをどうするか、次はどこに投入するかなど釣りのことも考えますが、ぼ～っとしているうちについつい上手いかずに滞留している仕事の案件を考えてしまうことが多いです。こんなタイミングで現状を打開する名案が浮かべば言うことないのですが、現実は何も浮かばずに気が重くなることの方が多かったりします。

そうはいつでも、海を眺めたり瀬戸内海の島々

や行き交う舟を見ていることで随分と気分転換になっています。

ちなみに釣れた魚はもちろん家で捌いて酒の肴にしています。

冬はカレイ、春はメバルやカサゴ、夏はキスやアジなどを狙っています。狙い通り何匹かは釣って帰ります(いつも釣れるまで帰りません)。

老後は島に移住して釣りがしたいと本気で考えていますが、都会派を気取る恐妻を説得することは滞留した案件を処理する以上に難しいようです。



本川河口にて黄昏れる釣り師



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第14回

債権回収の様々な手法

2 相手方から支払の延期を求められたらどうするか。

現実化の方策と確実化の方策の2つがあります。

ウ 現実化の方策（前回の続きです）

④「代位弁済」 債務者以外の第三者に代わって支払ってもらうことです。その際に注意すべきことが2点あります。

注1：代位弁済に対する債務者の同意書を必ず取ることです。なぜなら、代位弁済は債務者が反対すれば無効となるからです（ただし、第三者が弁済につき法律上の利害関係がある場合を除く）。

注2：第三者から他人に代位して弁済しているとの確認書を取ることです。なぜなら、第三者が自分に弁済義務があると誤信して支払った場合は、「非債弁済」ということになり、返還請求されるおそれがあるからです。

⑤「代理受領」 債務者の債務者（第三債務者）からの支払を代理で受領することのできる代理権を債務者からもらい、受領した代金を自社の債権の弁済に充てることです。

通常は、債務者から代金を受領できる権限を与えるという趣旨の委任状をもらって行いますが、債権者・債務者・第三債務者間の契約という形もあります。

⑥「相殺」 当社が相手方に対して反対債務を有しているとき、債権債務を対等額で消滅させる単独行為を言います。注意点が3点あります。

注1：両債権が同種債権であり、債権者の債権が弁済期にあることが必要です（債務者の債権は弁済期になくてもよい）。

注2：不法行為に基づく損害賠償債務（当社が相手方に対して損害賠償債務を負っている場合）は、債務者（当社＝不法行為者）からの相殺はできません。

注3：給料債務は、債務者（会社）からの相殺は不可能です。給料で生活する労働者を保護する趣旨です。なお、最高裁判例は、「労働者の同意に基づく認めうる合理的理由が客観的に存在すれば、合意相殺は適法」としています。



⑦「債権譲渡」 相手方（債務者）が第三債務者に対して有する金銭債権を譲り受けることです。二重譲渡されても勝てるように迅速に対抗要件（確定日付ある通知、ないし承諾）を具備する必要があります。

債権者としては、

i 債務者から第三債務者に対し内容証明郵便にて債権譲渡通知を出してもらうか、

ii 第三債務者の確定日付ある債権譲渡の承諾をもらう

必要があります。

そして、債権の二重譲渡があったときは、第三債務者への譲渡通知の到達日時あるいは第



三債務者による承諾日時が先の方が勝ちというようになります。

なお、平成10年10月1日から、法人の金銭債権につき、法務局に備え付けられた債権譲渡登記ファイルへの登記（譲渡人と譲受人の共同申請）も対抗要件になることに。これは、債務者の有する多数の債権の一括譲渡の際の対抗要件具備を簡略化するとともに、債権流動化の推進を図ろうとするものです。

債権譲渡が争われた例をひとつ。平成21年2月に経営破綻したSFCGが同一の巨額ローン債権を複数先に譲渡した。同一債権の譲渡を受けた新生、あおぞら、NCTの3信託

銀行と日本振興銀行（振興銀）が争った。東京地裁は平成22年7月、信託銀行が譲渡登記を先に行っている以上、債権は信託銀行に帰属すると判示した。そして債権が振興銀に帰属することを前提として同行が回収した数千万円は不当利得に当たるとして信託銀行への返還を命じた。

週刊東洋経済によれば、こうした債権は多数あり、合計で300億円から400億円も存在するという。振興銀はこれらの債権を信託銀行に返還せざるを得なくなり、振興銀の倒産の一要因となったとされている。

事務局コラム 第14回 「8月6日」

T. Y

8月6日、広島で67回目の平和記念式典が行われました。原爆が投下されてから50年という報道を見たのがつい先日のように思えますが、あれからもう17年。時の流れは早いものですね。

広島で生まれ育った私にとって「8月6日＝広島に原子爆弾が投下された日」というのがあたりまえのことだと思って今まで過ごしてきましたが、他の都道府県の特に関西圏には、8月6日が何の日かを知らない人が増えているという報道を目にしました。67年という長い月日から、当時のことを知る人たちも少なくなっていき、今後、益々原爆の日を知っている人が減っていくのではないかと少し心配になりました。

また、いじめなどの報道を目にするたびに、命の重さが軽んじられているような気がしま

す。歴史は繰り返されるとよく言いますが、戦争の悲惨さを知らず、命の重さも知らない世代が大人になったとき、どんな社会になっていくのか少し不安になりました。

自分が知っているだけではなく、人に伝えていくためには、何ができるだろうか？と考えさせられる1日でした。



原爆ドーム



法律事情なう

◆広島市男女共同参画推進事業所表彰

山下江法律事務所は、平成24年度広島市男女共同参画推進事業所として、広島市から表彰されました。依頼者様のお役に立てるよう、所員の就業環境を整えることから始めています。

詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」

6/30「男女共同参画推進事業所表彰式！」



広島市長より表彰を受ける所長山下江(6月28日)

◆暑気払いでリパークルーズ

去る7月27日、所員の家族も交え、秘書や修習生の歓送迎会を兼ねた暑気払いをおこないました。今回の目玉は、当事務所が法人賛助会員として応援している NPO 法人雁木組によるリパークルーズ。参加者は、普段はなかなか見ることのない、川面から眺める広島の景色を楽しみました。

詳しくは☞山下江のブログ「なやみよまるく」

7/28「暑気払いで雁木クルーズ♪」



◆企業法務セミナー開催のご案内

山下江法律事務所では、毎年1、5、9月の第4

木曜日18:30より、企業法務セミナーを開催します。参加者は、1カ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非、ご活用ください。

・第6回:9月27日(木) 講師 弁護士 田中伸 「契約書作成について」

契約書は、契約内容を明確にするとともに、無用な紛争を防止するうえでとても有用なツールです。セミナーでは、契約書作成の重要性や、契約書を作成するうえでのポイントについて解説します。

日時:平成24年9月27日(木) 18:30~20:30
会場:広島パシフィックホテル(中区上八丁堀 8-16)
受講料:顧問会社様 無料(複数名可)

一般 1名様につき 5,000円

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

平成25年は、第7回を1月24日(木)に、弁護士・柴橋修が不動産問題、第8回は、5月23日(木)に所長・山下江が労務問題をテーマに開催します。

◆広島経済活性化推進倶楽部交流会のご案内

NPO法人広島経済活性化推進倶楽部(略称KKC, 理事長山下江)が、第19回起業家・投資家・専門家「お見合い」交流会を10月20日(土)に開催します。☞詳細は、同封チラシをご参照ください。

◆いよいよ来月、山口亜由美ニューヨーク個展

KAIRO でもご紹介してきた、当事務所経営企画部長の山口亜由美の個展が10月9~27日ニューヨークのチェルシーで開催されます。詳しくは☞

<https://www.facebook.com/AyumiMUSEUM>



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27 上八丁堀ビル703

営業時間: 平日 9時~18時

TEL: 082-223-0695 / FAX: 082-223-2652

電話受付: 年中無休 7時~24時

相談時間: 月曜 9時~21時(夜間相談有り), 火曜~金曜 9時~18時, 土曜 10時~17時
※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL: info@law-yamashita.com メール受付: 年中無休 24時間対応